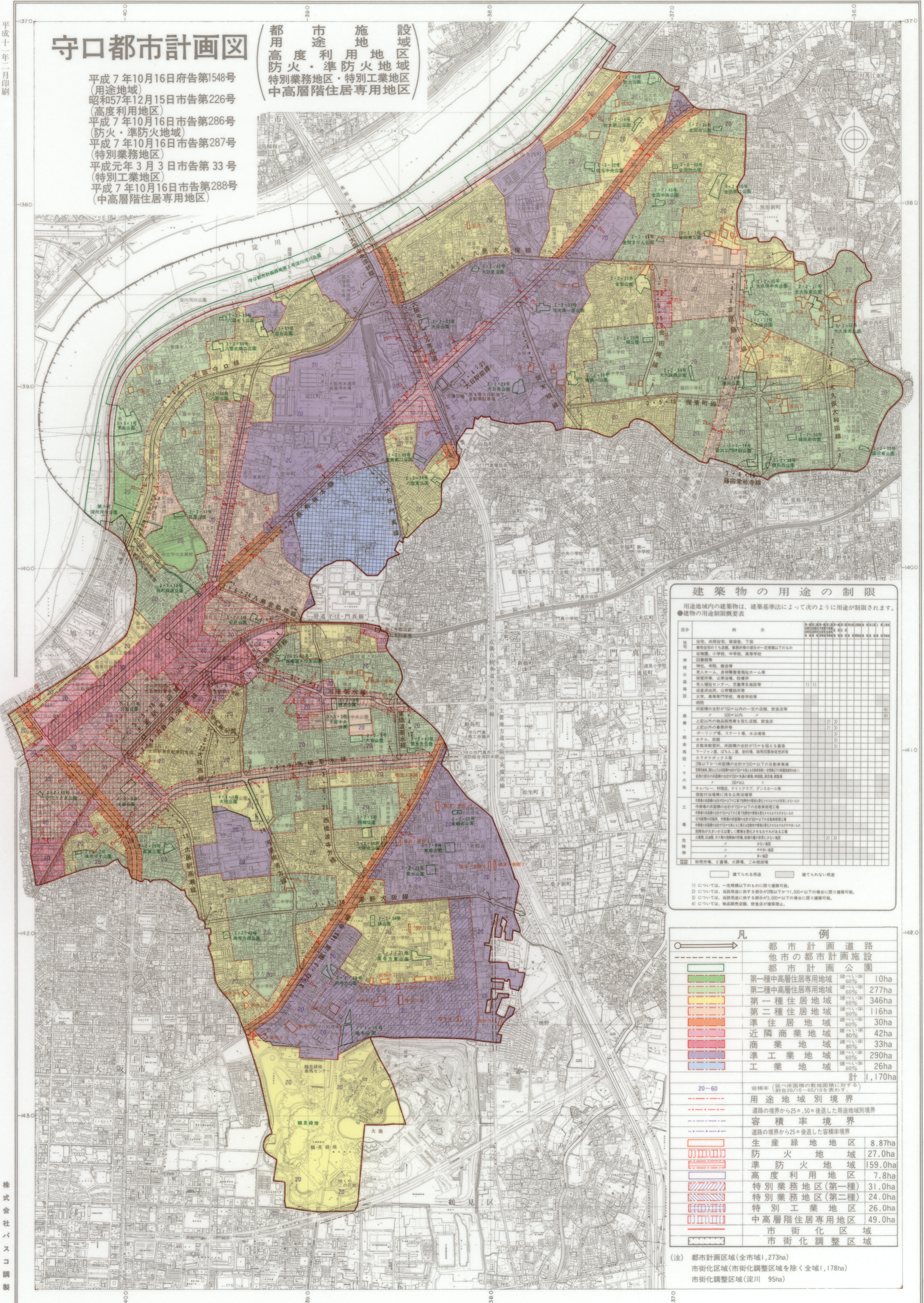


守口市全図

守口都市計画図

平成7年10月16日府令第154号
(用途地域)
昭和57年12月15日市令第226号
(高度利用地区)
平成7年10月16日市令第286号
(防火・準防火地域)
平成7年10月16日市令第287号
(特別業務地区)
平成元年3月3日市令第33号
(特別工業地区)
平成7年10月16日市令第288号
(中高層階住居専用地区)

都 市 施 設 区 域
用 途 利 用 地 域
高 度 利 用 地 域
防 火 ・ 準 防 火 地 域
特 別 業 務 地 区 ・ 特 別 工 業 地 区
中 高 層 階 住 居 専 用 地 区



建築物の用途の制限

用途地域内の建築物は、建築基準法によって次のように用途が制限されます。

●建築物の用途制限概要表

区分	例	注
住	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	1)
学	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	2)
校	神社、寺院、教会等	3)
業	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	4)
商	百貨店、小売店、飲食店、娯楽施設等	5)
工	工場、倉庫、事務所等	6)
特	特別業務地区、特別工業地区	7)
中	中高層階住居専用地区	8)
高	高度利用地区	9)
防	防火地域、準防火地域	10)
緑	生産緑地地区	11)
市	市街化調整区域	12)

1) については、一定規模以下のものに限り建築可能。
2) については、用途地域に併する部分が以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能。
3) については、用途地域に併する部分が1,000㎡以下の場合に限り建築可能。
4) については、物品販売店舗、飲食店が建築可能。

凡 例

	都市計画道路	
	他市の都市計画施設	
	都市計画公園	
	第一種中高層階住居専用地域	容積率 10ha
	第二種中高層階住居専用地域	容積率 277ha
	第一種住居地域	容積率 346ha
	第二種住居地域	容積率 116ha
	準住居地域	容積率 30ha
	近隣商業地域	容積率 42ha
	商業地域	容積率 33ha
	準工業地域	容積率 290ha
	工業地域	容積率 26ha
	計	1,170ha
	容積率 (延べ床面積の敷地面積に対する割合20/10~60/10を要する)	
	用途地域別境界	
	道路の境界から25m、50m後退した用途地域別境界	
	容積率境界	
	道路の境界から25m後退した容積率境界	
	生産緑地地区	8.87ha
	防火地域	27.0ha
	準防火地域	159.0ha
	高度利用地区	7.8ha
	特別業務地区(第一種)	31.0ha
	特別業務地区(第二種)	24.0ha
	特別工業地区	26.0ha
	中高層階住居専用地区	49.0ha
	市街化調整区域	

(注) 都市計画区域(全域、1,273ha)
市街化調整区域(市街化調整区域を除く全域、1,178ha)
市街化調整区域(淀川 95ha)

株式会社パソコ調製